

令和8年度 一戸町住宅リフォーム支援事業

一戸町では、町民の居住環境の向上と地域経済の活性化を促進するため、住宅リフォーム支援事業を令和8年度も実施します。

対象者	①一戸町内に住所を有し、対象住宅の所有者で居住している方 ②町税等を完納している方（世帯員全員が対象） ③過去に住宅リフォーム支援事業の助成を受けていない方
対象住宅	①対象者が所有し、住んでいる住宅（集合住宅は居住専用部のうち個人専用部分、併用住宅は居住専用部分） ②一戸町内に建っている住宅 ③建築後10年以上経過した住宅 ④過去に住宅リフォーム支援事業の助成を受けていない住宅
工事の要件	①対象工事費が20万円（消費税を除く）以上となること ②他の住宅関連助成制度を受けていないこと（住宅エコポイント制度等を除く） ③助成の交付決定後に着工すること ④令和9年3月20日までに工事が完了すること
施工業者の要件	一戸町内に本店、支店又は営業所を所有する法人又は個人
対象工事	住宅の修繕、補修、模様替え及び増築など住宅本体の機能維持若しくは機能向上及び水洗化のためのリフォーム工事 ※助成の交付決定前に着手済、完成済の工事については対象外
助成される商品券の額	対象工事経費の15%相当（最高20万円）のうちの商品券を助成
申請の提出	①申請に必要な書類は、申請書・見積書・施工前写真・箇所のわかる図面です。 ②令和8年4月1日から先着受付順とし、予算に達し次第、申請の受付を終了します。
木造住宅耐震診断・改修との併用をおすすめします	昭和56年5月以前に建築された木造住宅について、個人負担3,000円で耐震診断を受けることができます。 また、耐震診断の結果、倒壊の恐れがあると診断された住宅に対し、耐震改修工事経費の4/5（最高100万円）を助成します。
問合せ・申請先	一戸町建設部地域整備課（役場2階） TEL 33-4853（内線1281・1282）